

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月7日(月)午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 13人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 1人

第10区 中里和也

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第11号 非農地証明交付申請の承認について

日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、11月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長 ただ今から、11月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
それでは、10番 中田委員さん、13番 小田委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、議案第11号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。
- 議長 事務局より提案説明をお願いします。
- 事務局 1ページは議案第11号の議案書、2ページは非農地証明願、3ページは非農地現況確認願、4ページは位置図、5ページは地番地目図、6ページから7ページは現況写真です。
まず、非農地証明書について、ご確認いただきたいと思います。参考資料をご覧ください。
(参考資料朗読)
それでは、議案を読み上げます。
(議案書朗読)
本日、お配りしました非農地認定申請に係る調査書①をご覧ください。
申請理由は、申請地には、建設後から30年以上使用している農業用倉庫があるが、今後も農地としての活用見込みが無いからです。
申請地は、5号のその他適法な転用に該当し、判断基準も全て満たしております。
よって、本件は非農地と判断して差し支えない案件であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、4番の大林委員から現地調査の結果をお願いします。

4番 大林委員 事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、周辺にも宅地が存在しており、現在まで周辺農地や周囲に悪影響を及ぼしていません。また、事務局から説明がありましたとおり非農地認定の要件は全て満たしているため、特に問題は無いものと思われ
ます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。ただ今の、事務局、担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

 (質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。本件を非農地と判断して証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、非農地と判断して証明書を交付することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 事務局より提案説明をお願いします。

事務局 8ページは議案第12号の議案書、9ページは位置図、10ページは地番地目図、11ページは土地利用計画図、12ページは現況写真、13ページは土地改良区の見
見書です。

 それでは、議案を読み上げます。

 (議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①
をご覧ください。

申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内に存在し、300m以内に駅・市町村役
場・インターチェンジ等の施設がある第3種農地であります。したがって、立地基
準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着
工する見込み、目的どおりに利用する見込み、一体利用地利用の確実性、転用面積の妥
当性、全て問題ないと思われ
ます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考
えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第10区の中里推進委員さんから願
いします。

第10区 中里推進委員 中田委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、周辺にも宅地が存在しており、
周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありまし
たとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないもの

と思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、10番の中田委員さんから申し上げます。

10番

中里推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

中田委員

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第12号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時00分)